

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社佐々木建設工業
青森県青森市大字浜田字豊田365

2. 指名停止措置期間

平成24年10月22日から平成25年1月21日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

（株）佐々木建設工業は、青森河川国道事務所発注の工事に係る競争参加資格確認申請書において、配置予定技術者の施工経験について虚偽の記載を行ったことが確認された。さらに、既に契約済みの工事においても、同様に虚偽の記載を行っていたことが確認された。

また、同社は、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければならない専任技術者を、青森県等が発注した工事の現場に主任技術者又は監理技術者として配置していた。このことが建設業法第15条第2号の規定に違反するとして、平成24年10月5日に青森県知事から指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため、本件については3ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
(不正又は不誠実な行為)
16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務部 経 理 課 長 三 上 均 電話 018-836-2070